

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、地域の連帯意識を高め、コミュニティ活動の推進を図るため、地区コミュニティづくり懇談会に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「地区コミュニティづくり懇談会」とは、おおむね中学校区を範囲とした地域に活動する諸団体等で構成するコミュニティ推進組織をいう。

(対象団体)

第3条 補助金の交付を申請することができるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる団体であること。
- (2) 補助金の交付申請時まで、地域運営委員会設立支援補助金、地域運営委員会活動支援補助金又は地域運営交付金の交付を受けた実績がないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地区コミュニティづくり懇談会の運営に要する経費とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助率等)

第6条 補助率及び補助上限額は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助率は、補助対象経費から自主的収入その他の収入額を控除した額の10分の10以内とする。
- (2) 補助上限額は、5万円とする。

(併給の禁止)

第7条 補助金と地域運営委員会活動支援補助金の交付を同時期に受けることはできない。
2 補助金と地域運営交付金の交付を同一年度に受けることはできない。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 規約及び名簿
- (2) 事業計画書

- (3) 収支予算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、収支計画又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、収支計画については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費の5分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及び本要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第10条 規則第6条の規定による通知は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業を行う団体(以下「補助事業者」という。)が、

第9条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により通知し、承認しないときは、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者が、規則第10条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業状況報告書(様式第6号)を区長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者が、規則第12条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第14条 規則第13条に規定による通知は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金額確

定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付請求書（様式第9号）を区長に提出するものとする。

2 補助事業者が、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を区長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第16条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（返還命令）

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（立入検査等）

第18条 区長は、規則第21条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告をさせ、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日施行の同要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

川戸地区コミュニティづくり懇談会
第 3 9 地区コミュニティづくり懇談会
椎名地区コミュニティづくり懇談会
幸町 2 丁目コミュニティづくり懇談会

別表2（第5条関係）

補助対象経費は、地区コミュニティづくり懇談会の運営に直接関係する事業に要した経費のうち次に掲げるものとする。

補助対象経費	(1) 報償費	構成員への謝礼及び人件費を除く。
	(2) 旅費	フェリーやロープウェイの乗車券など通常の移動手段としての利用ではない乗り物の乗車代金を除く。
	(3) 需用費 ア消耗品費 イ印刷製本費 ウ食糧費	会議におけるお茶代に限る。
	(4) 役務費 ア通信運搬費 イ手数料 ウ保険料	
	(5) 委託料	事業の全部を委託する場合の委託料を除く。
	(6) 使用料及び賃借料	
	(7) 負担金	地区コミュニティづくり懇談会として参加する講習会等への参加者負担金に限る。

備考

- (1) 慶弔慰費及び見舞金並びに構成団体、他団体等への会費、寄付金、助成金は、補助対象経費としない。
- (2) 領収書がないものは、交通費など領収書の発行を受けられないものを除き、補助対象経費としない。

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付申請書

(あて先) 千葉市 区長

申請者
住所

団体名
代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年度地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の目的 及び内容	
交付を受けよ うとする補助 金の額及びそ の算出基礎	
交付を 受けたい時期	年 月 日
添付書類	(1) 規約及び名簿 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) その他区長が必要と認める書類

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県

区長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定日	年 月 日
交付条件	(1) 補助事業の内容、収支計画又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、収支計画については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費の 5 分の 1 に満たないものについてはこの限りでない。 (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。 (4) 千葉県補助金等交付規則及び地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市 区長

申請者
住所

団体名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業について事業計画の変更（中止・廃止）をしたいので、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

変更（中止・廃止） の理由	
変更（中止・廃止） の内容	
添付書類	(1) 変更計画に係る収支計画書 (2) その他区長が必要と認める書類

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市

区長

印

1 承認事項

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、承認しない事と決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市

区長

印

1 承認事項

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業状況報告書

(あて先) 千葉市 区長

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉市補助金等交付規則第 10 条の規定により報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
補助事業の経過及び内容	
添付書類	(1) 経過及び内容を証する書類等 (2) その他区長が必要と認めるもの

年 月 日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金実績報告書

(あて先) 千葉市 区長

申請者
住所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 計 円
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他区長が必要と認める書類

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金額確定通知書

年 月 日付地区コミュニティづくり懇談会運営補助金実績報告書により補助金の額について、次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市

区長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付請求書

(あて先) 千葉市 区長

申請者
住所

団体名
代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号地区コミュニティづくり懇談会運営
補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16
条第1項の規定により請求します。

補助金の確定額	円
交付請求額	円
添付書類	(1) 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書の 写し (2) その他区長が必要と認めるもの

年 月 日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市 区長

申請者
住所

団体名
代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号地区コミュニティづくり懇談
会運営補助金交付決定通知のあった補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条
第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額		円
今回の交付請求額		円
添付書類	(1) 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書の写し (2) その他区長が必要と認めるもの	

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項に準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市

区長

印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知のあった補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市

区長

印

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付 計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。